

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 31 日

告示第 35 号の 3

(趣旨)

第 1 条 大田市において、起業、創業等を促し、地域商業の活性化と地域の魅力向上に寄与するため、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 17 日中小第 1034 号島根県商工労働部長通知）及び大田市補助金等交付規則（平成 17 年大田市規則第 45 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 無人店舗は補助対象外とする。

3 第 1 項の補助金を算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第 3 条 補助対象期間は、原則として一会計年度で終了するものとする。ただし、事業効果を上げるために 1 年を越えて継続して支援することが必要と判断される場合は、複数年度を継続して実施することができる。このときの補助限度額は、家賃を補助する場合に限り 12 月を単位として適用する。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）はあらかじめ大田商工会議所又は銀の道商工会（以下「商工会議所等」という。）の指導を受け、適当と認められた場合に、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業の実施を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第 5 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、有識者等で構成される審査会によりその内容を審査するものとする。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による審査の結果、適当と認めた事業について、島根県知事と協議の上、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。また、不採択となった事業は、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金不採択通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第 7 条 前条の規定により決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る計

画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金変更等承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 補助事業等の成果を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 前条の規定により補助事業を完了した者は、補助金の交付を受けようとするときは、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、次に掲げる場合に補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定又は交付条件に違反したとき。
- (2) 補助事業者が交付決定日から5年未満で補助事業を廃止したとき。ただし、次の場合は補助金の全部若しくは一部を返還を免除することができる。

①災害により事業を継続できない場合

②補助事業者が個人事業主の場合、経営者の疾病又は死亡により事業を継続できない場合

③その他補助事業者の責めに帰さない事由による場合などやむを得ないと認められる場合

（現地調査）

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、現地調査を行うことができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金遂行状況報告書（様式第8号）を10月31日までに提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この限りではない。

- (1) 9月1日以降に交付決定を受けた補助事業
- (2) 9月1日以降に追加された補助事業
- (3) 既に実績報告をした補助事業

2 市長は、商工会議所等に対し、開店日の属する月（交付決定時点で既に開店している補助事業者については交付決定日の属する月）から1年間、別表「小売店等開業支援事業 ②特別枠」に定める事業の補助の決定を受けた事業者に対する指導状況の報告を、四半期ごとに指導状況報告書（様式第9号）により求めるものとする。

（実施効果報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間（一会計年度を超

えて継続して支援するものについては、補助事業が完了した最終会計年度の終了後5年間)、補助事業の実施状況及び事業効果について、毎会計年度終了後90日以内にふるさと大田起業・創業支援事業補助金実施効果報告書(様式第10号)により市長に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成19年告示第46号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第48号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第44号の13)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第54号の11)

この告示は、平成24年3月31日から施行する。

附 則(平成25年告示第61号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第70号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成27年3月31日から施行する。

附 則(平成29年告示第55号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第78号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

附 則(平成31年告示第66号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第70号の2)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第100号)

この告示は、令和2年6月18日から施行する。

附 則(令和3年告示第100号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第103号)

この告示は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年告示第172号)

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第88号)

この告示は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年告示第77号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

附 則（令和7年告示第75号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年告示第92号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額 (1事業当たり)
小売店等 開業支援 事業 ①一般枠	島根県地域商業等支援 事業費補助金交付要綱 第5条(1)①に定め る区域において、起 業・創業する計画を有 する者で次に掲げる要 件をすべて満たす者 (1)原則として大田 市内に本店又は本拠を 有する者 (2)市税等を滞納し ていない者	ア 営業用店舗（島根県地 域商業等支援事業補助金交 付要綱第6条に定める業種 を営む店舗）を出店するた めに必要な経費 改修費、備品購入費、備品 リース料、家賃、広告宣伝 費 ※1 改修費は、原則として 大田市内に本店又は本拠を 置く建築関連事業者により 施工した場合に限り対象と する。 ※2 市産木材を使用する場 合は、大田市森林環境整備 事業補助金を除いた額を補 助対象経費とする。	補助対象経費 の1/2以内	1,000,000円 ただし、別に定め る「駅前にぎわい 創出エリア」にお ける起業・創業の 場合は、補助限度 額を2,000,000円 とする。なお、家 賃は月額83,000 円を上限とする。
小売店等 開業支援 事業 ②特別枠	島根県地域商業等支援 事業費補助金交付要綱 第5条(1)②に定め る者で、次に掲げる要 件をすべて満たす者 (1)原則として大田 市内に本店又は本拠を 有する者 (2)①一般枠の対象 地域外で起業・創業す る計画を有する者 (3)市税等を滞納し ていない者	イ 特定創業支援等事業の 受講等に必要な経費 受講料、旅費 ウ 特定創業支援等事業の 受講等の後に必要となった 経費 備品購入費、備品リース 料、広告宣伝費		

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金の交付を受けたいので、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
2 事業の概要
(1) 事業費及び負担区分

補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	負担区分	
		市補助金	補助事業者

(2) 経費の内訳

経費区分	金額	補助対象額	説明

- 3 添付書類
(1) 事業計画書
(2) 事業の実施を証する書類(建物賃貸借契約書(写)、建築工事見積書(写)、設計図面等)
(3) その他市長が必要と認める書類
4 同意事項
 市が市税等の納付状況の確認を行うことについて同意します。

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

年 月 日付けで申請のあったふるさと大田起業・創業支援事業補助金について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

交付条件

- 1 交付の目的以外に使用してはならない。
- 2 事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 事業を中止、または廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 5 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間（一会計年度を超えて継続して支援するものについては、補助事業が完了した最終会計年度の終了後5年間）、補助事業の実施状況及び事業効果について、毎会計年度終了後90日以内に市長に報告しなければならない。
- 6 ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱の規定及び交付条件に反したとき、または交付決定日から5年未満で補助事業を廃止したときは、交付した補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

様式第 3 号(第 6 条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金不採択通知書

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

年 月 日付けで申請のあったふるさと大田起業・創業支援事業補助金について、審査の結果不採択とすることに決定しましたので、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

様式第4号(第7条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあったふるさと大田起業・創業支援事業補助金に関する計画を次のとおり変更(中止、廃止)したいので、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止、廃止)の内容
- 2 変更(中止、廃止)の理由
- 3 添付書類
 - (1) (変更)事業計画書

様式第 5 号(第 7 条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金変更等承認通知書

年 月 日

様

大田市長

年 月 日付けで申請のあったふるさと大田起業・創業支援事業補助金変更等承認申請について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

様式第6号(第8条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金実績報告書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のありました
ふるさと大田起業・創業支援事業補助金の実績について、ふるさと大田起
業・創業支援事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告しま
す。

記

- 1 実施場所 大田市 町
- 2 実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 補助金等の交付決定額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施報告書
 - (2) 補助事業等の成果を証する書類(施工写真、完成写真、領収書等)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第9条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大田市長

様

補助事業者 住 所

氏 名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のありました
ふるさと大田起業・創業支援事業補助金について、ふるさと大田起業・創
業支援事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

内 訳	既 交 付 額	円
	今 回 請 求 額	円
	未 交 付 額	円

2 振込依頼口座

金融機関名	
口座の種類	普通 当座 (※どちらかに○をしてください。)
口座番号	
口座名	

様式第 8 号（第 12 条関係）

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定通知の
あった標記補助事業について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交
付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告し
ます。

記

事業の遂行状況

(1) 月単位の売上高

(報告時点で開店していない場合は記入不要)

(2) 事業の状況

(3) 今後の見通し

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

大田市長 様

団体名
代表者氏名

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金指導状況報告書

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、その指導状況について別紙のとおり報告します。

別紙

指導状況報告書

年 月 日

団 体 名

担当経営指導員名

補助事業者名
補助事業の内容
開店日
今回報告対象期間
年 月 ～ 年 月 (第 四半期分)
報告時点での補助事業の実施状況
報告時点での補助事業の収支状況
担当経営指導員の指導状況
担当経営指導員の今後の支援内容

様式第 10 号（第 13 条関係）

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金実施効果報告書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第 13 条により、
年度に実施した事業の成果について、前年度の状況を下記のとおり報告
します。

記

1 事業の概要

(1) 事業内容

(2) 事業実施期間

(3) 事業効果及び具体的数値目標（成果指標、収支計画）

2 事業効果等

(1) 事業効果及び具体的数値目標（成果指標、収支計画）の達成度

(2) 目標が達成出来ていない場合、対応策

※ 事業承継を対象とした事業の場合は、申請時における経営者
（法人であれば代表者）が経営から退いたことが分かる書面
（法人であれば法人登記事項証明、個人事業者であれば確定申
告書面）を確認し、内容を記入すること。（既に報告している
場合は不要）